

調査レポート

今月のグラフ(2018年3月) 賃金が3%上がるとどうなるのか

研究主幹 鈴木 明彦

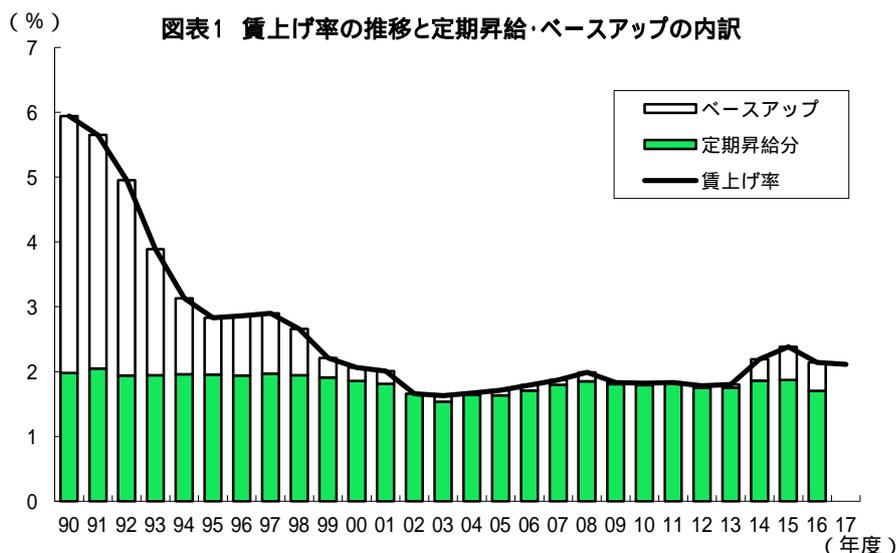
昨年10月の経済財政諮問会議で3%の賃金引き上げが提言され、安倍首相も経済界に3%の賃上げを要請した。このため、今年の春闘では「3%賃上げ」が大きなテーマになっているのだが、なぜ3%なのか。推測だが、名目成長率は3%を上回る、最低賃金は年率3%程度を目途に引き上げる、といった他の政策目標との整合性、さらに2%台に乗ってきた春闘賃上げ率を3%に高めてデフレ脱却を確かなものにしたという期待、等が背景にあると考えられる。

もっとも、今年の賃上げ率が3%に達することはないだろう。賃上げ率が3%を達成したのは94年の春闘が最後であり、99年以降は大手金融機関の破綻、金融システム不安の広がりを背景にリストラが本格化し、賃上げ率は2%を割り込むようになった(図表1)。ここ4年ほどはベースアップが復活して賃上げ率は2%台に高まってきたが、2015年を境に上昇が一服している。今期の業績が好調だとしても、18年の賃上げ率が3%で妥結すると想定するのは現実的ではない。

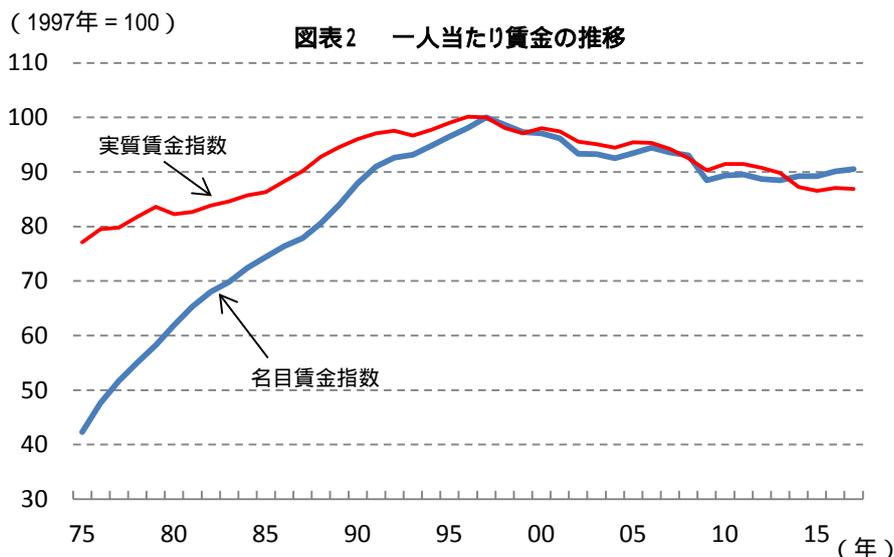
賃上げは、賃金テーブルに従って毎年上がる定期昇給と、賃金テーブルそのものを上げるベースアップとに分かれる。定期昇給率はあまり変動せず1.8%程度で安定している。このため、賃上げ率の変動はベースアップ率の変化が反映されることになる。17年の賃上げ率は2.11%であるから、ベースアップ率は0.3%程度と推測できる。賃上げ率を3%にするということは、1.2%つまり現状の4倍ものベースアップを実現するということだ。なお、定期昇給は個々人にとっては賃金上昇となるのだが、毎年定年退職する人がいて、入れ替わりに新人が入ってくるので、働いている人の年齢構成を一定とするならば、経済全体で見ると定期昇給によって総賃金が変わることはない。賃金、特に基本給の増加はもっぱらベースアップが反映されることになる。

ところで、仮に3%の賃上げが実現したとして、賃金環境は大きく変わるのか。図表2は一人当たり賃金の推移を示したものである。まず名目賃金は97年をピークにリーマンショック後の09年にボトムをつけるまで1割強も減少した。ベースアップの凍結に加え、ボーナス削減、非正規雇用の拡大といった要因が賃金を押し下げた。その後、賃金が多少上がったとはいえ、仮に3%の賃上げ(ベースアップ率1.2%)だけで97年の水準に戻そうとしたら、10年近くかかることになる。

実質賃金で見ると状況はさらに厳しい。物価が下がらなくなり、消費増税の影響もあって実質賃金は足元まで減少傾向が続いている。消費者物価の上昇率を1%と想定すると、3%の賃上げを達成してもベースアップは実質0.2%程度にとどまる。なまじ2%の物価目標を達成すると、4%近く賃上げしないと実質賃金の目減りが続くことになる。消費税率が引き上げられる19年の春闘では、安倍首相は4%の賃上げを求めてくるかもしれない。



(注1) 賃上げ率は「春季賃上げ状況」。ベースアップと定期昇給の内訳を「賃金事情等総合調査」より算出し、賃上げ率に合わせて案分したもの。
 (注2) ベースアップは、ベースアップを行った企業の回答による。賃上げ額からベースアップ額を引いて定期昇給額を算出しているため、図中ではベースアップ分が過大に評価されやすいことに注意が必要。
 (出所) 厚生労働省「春季賃上げ状況」、中央労働委員会「賃金事情等総合調査」



(注) 実質賃金指数：89年までは試算値、90年以降は公表値。試算値は名目賃金指数を物価で割り引いた後、公表値とのかい離を調整したもの。
 (出所) 厚生労働省「毎月勤労統計」

- ご利用に際して -

- 本資料は、信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一した見解を示すものではありません。
- 本資料に基づくお客様の決定、行為、及びその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所:三菱UFJリサーチ&コンサルティングと明記してください。
- 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要ですので、当社までご連絡ください。